

20歳になったら国民年金

問合せ 住民ほけん課 国保年金担当 ☎991-1870
ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満までの方が加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

●国民年金のポイント

将来の大きな支えになります！

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

●国民年金保険料のお支払い

国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者の1か月当たりの保険料は16,520円です(令和5年度)。

「付加年金制度」があります！

定額保険料に月400円を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算され、年金額を多く受け取れます。

「前納割引制度」があります！

保険料をまとめて前払い(前納)すると、割引が適用されるのでおトクです。

口座振替・クレジットカードでのお支払い

金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。

※付加年金及び前納は申出月からの開始となります。

●学生納付特例制度・納付猶予制度と追納

学生納付特例制度

学生の方は、ご本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

追納制度

上記納付特例や納付猶予の承認を受けた場合、10年以内に追納することにより、将来の年金額を後で増やすことができます(経過期間に応じ加算額あり)。

パブリックコメント 意見募集

町民の皆さんのご意見を取り入れた計画などを策定するための制度です。ご意見をお待ちしています。

【対象】町内在住・在勤・在学の方

案件名	松伏町第4次障がい者計画、松伏町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画(素案)
概要	障がいのある人の暮らしを支えるための全体的な計画と福祉サービスの量と提供体制を確保するための計画
公開・募集期間	1月15日(月)～2月14日(水)
公開場所	役場本庁舎1階町政情報コーナー、中央公民館図書室、多世代交流学習館図書室、北部サービスセンター、社会福祉協議会、町ホームページ
方法	所定の用紙に必要事項をご記入の上、各施設に設置してある箱へ投函、又はメール・郵送(持参可)・FAXで担当課へ。
問合せ	〒343-0192 松伏町大字松伏2424番地 松伏町いきいき福祉課障がい福祉担当 ☎991-1877 FAX991-3600 ikiiki1050200@town.matsubushi.lg.jp

※提出されたご意見等は、類似の内容については取りまとめ、町の考え方を付して町ホームページで公表します。特に個別に回答は行いません。また、公表する際、住所・氏名等は記載しません。